

制 定 平成 29 年 4 月
改 正 令和 4 年 10 月

教育委員会所管の学校の職員の育児短時間勤務の取扱いについて

標題について、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）及び「職員の育児休業等に関する条例」（平成 4 年大阪市条例第 4 号。以下「育児休業条例」という。）に基づき、次のとおり定める。

記

1 対象者

教育委員会所管の学校の職員（育児休業条例第 10 条に掲げる者を除く。以下「職員」という。）でその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、校長又は園長（以下「校長」という。）を通じて教育委員会に対し、育児短時間勤務の承認を請求した者。

なお、男性職員は、配偶者が産前産後休暇中又は産前産後休暇を取得しない場合にあっては、産前 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内若しくは産後 8 週間以内の期間であっても、育児短時間勤務の請求ができるものとする。

2 勤務時間等

次に掲げる勤務の形態について、「育児短時間勤務承認請求書」により請求した日時及び時間とする。

- ① 1 日 3 時間 55 分勤務
- ② 1 日 4 時間 55 分勤務
- ③ 3 日間について 7 時間 45 分勤務（日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までのうち任意の 2 日を休日とする。）
- ④ 3 日間のうち、2 日間について 7 時間 45 分勤務、1 日間について 3 時間 55 分勤務（日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までのうち任意の 2 日を休日とする。）

3 育児短時間勤務の承認

- （1）育児短時間勤務の承認を受けようとする者は校長を通じて教育委員会に請求し、承認を受けなければならない。
- （2）前号の請求があったときは、当該請求に係る期間について、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが困難である場合を除き、承認するものとする。
- （3）育児短時間勤務の請求の際、両親が育児短時間勤務により子を養育するための計画に

について「育児短時間勤務計画書」により校長を通じて教育委員会に申し出た職員が当該請求に係る育児短時間勤務をし、当該育児短時間勤務の終了後、3月以上の期間を経過した場合、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年以内の期間であっても、1回に限り再度の育児短時間勤務ができる。

4 育児短時間勤務の失効等

- (1) 以下の場合、育児短時間勤務は効力を失う。
 - ① 育児短時間勤務をしている職員が産前休暇を始め、又は出産した場合。
 - ② 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合。
 - ③ 当該育児短時間勤務に係る子が死亡し、又は当該職員の子でなくなった場合。
- (2) 以下の場合、育児短時間勤務の承認を取り消す。
 - ① 育児短時間勤務をしている職員が当該育児短時間勤務に係る子を養育しなくなった場合。
 - ② 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認することとなった場合。
 - ③ 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認することとなった場合。

5 請求手続

- (1) 育児短時間勤務の請求は、育児短時間勤務開始予定日の1月前までに育児短時間勤務を継続する全期間について別紙の「育児短時間勤務承認請求書」により校長を通じて教育委員会に対し行うものとする。
なお、育児短時間勤務は、1月以上1年以下の期間に限り請求するものとする。
- (2) 前項第1号及び第2号に該当する事由が発生したときは、速やかに「養育状況変更届」により校長を通じて教育委員会に届け出るものとする。

6 延長手続

- (1) 育児短時間勤務をしている職員は、校長を通じて教育委員会に対し、当該育児短時間勤務の期間の延長を請求することができる。
- (2) 期間の延長にあたっては、第3項第2号及び前項第1号を準用する。

7 職務復帰

第5項第2号により届出があった場合には、当該職員を速やかに職務に復帰させるものとする。

8 その他

教職員勤務情報システムへの登録を行う。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(規程の廃止)

2. 次に掲げる規程等は、廃止する。

(1) 育児短時間勤務制度の導入について（府費教職員及び市費教員）（平成 20 年 3 月 4

日 教委校（全）第 102 号）

(2) 育児短時間勤務の取扱いについて（教員以外の市費職員）（平成 20 年 3 月 31 日 教
委校（全）第 120 号）

附 則

この規定は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

育児短時間勤務承認請求書

年 月 日

教 育 長 様

学校園名 _____

職 種 _____

氏 名 _____ 印

次のとおり育児短時間勤務の承認を請求します。

請 求 区 分	育児短時間勤務 ・ 再度の育児短時間勤務 育児短時間勤務の延長
請 求 に 係 る 子	氏名 続柄 生年月日 年 月 日 生
勤 務 の 形 態 (勤務の日及び時間帯)	週 時間 分勤務 月 (: ~ :) 火 (: ~ :) 水 (: ~ :) 木 (: ~ :) 金 (: ~ :) 休憩時間 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
請 求 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで 月 日 間
既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 年 月 日 から 年 月 日 まで
備 考	

1. 添付書類

(1) 住民票等 (初めての請求者)

(2) 事由書 (再度の育児短時間勤務の請求者)

- 休憩時間の有・無については、1日の勤務時間が6時間未満の場合に記入すること。
- 既に育児短時間勤務をした期間は、再度の育児短時間勤務・育児短時間勤務の延長の請求者のみ記入すること。
- 勤務の日及び時間帯欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難い場合には、備考欄に必要な事項を記入すること。

育児短時間勤務計画書

年 月 日

教 育 長 様

学校園名 _____

職 種 _____

氏 名 _____

職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。

なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

1 請求に係る子			
子 の 氏 名		生 年 月 日	年 月 日 生
2 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで	
再度の請求予定期間	年 月 日 から	年 月 日 まで	
3 備 考			

注)

- ① 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。
- ② 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。
- ③ 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- ④ 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入する。

養育状況変更届

年　　月　　日

様

学校園名

職　　種

氏　　名

印

次のとおり育児休業・育児短時間勤務・部分休業に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出事由（該当する番号に○印をつけること）

(1) 休業等に係る子を養育しなくなった

①同居しなくなった

②負傷・疾病

③その他（ ）

(2) 休業等に係る子を配偶者が養育できることになった

(3) 休業等に係る子が死亡した

(4) 休業等に係る子と離縁した（養子縁組の取消を含む）

(5) 休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した

(6) 休業等に係る子についての特別養子縁組に係る家事審判事件が終了した

(7) 休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法の規定による措置（里親委託等）が解除された

(8) その他（ ）

2 届出事由が発生した日

年　　月　　日